令和４年３月１０日

刑事局第三課裁判実績調査係

公職選挙法違反事件の統計報告について

平成６年１０月２７日付け最高裁刑三第３４５号刑事局長通達「公職選挙法違反事件の統計報告について」に基づく令和３年分の報告を下記のとおり集計しました。

記

１　処理状況

第１表　　第一審における処理状況　（平成29年～令和３年）－地裁・簡裁

第２表　　第一審における選挙の種類別処理状況　（平成29年～令和３年）－地裁・簡裁

〔参考グラフ〕通常第一審における処理状況の推移（平成24年～令和３年）－地・簡裁総数

第３表の１　通常第一審における地裁管内別処理状況　（令和３年）－地裁

第３表の２　通常第一審における地裁管内別処理状況　（令和３年）－簡裁

第３表の３　略式命令請求事件における地裁管内別処理状況　（令和３年）－簡裁

２　有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第４表の１　通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間
（平成29年～令和３年）－地裁

第４表の２　通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間
（平成29年～令和３年）－地裁・簡裁

第４表の３　略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間
（平成29年～令和３年）－簡裁

第５表の１　通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間
（令和３年）－地裁

第５表の２　通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間
（令和３年）－地裁

第５表の３　略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間
（令和３年）－簡裁

第６表の１　通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間
（平成29年～令和３年累計）－地裁

第６表の２　通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間
（平成29年～令和３年累計）－地裁・簡裁

第６表の３　略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間
（平成29年～令和３年累計）－簡裁

1　処理状況

第１表　　第一審における処理状況

（平成２９年～令和３年）－地裁・簡裁

区分 / 年次	通常												略式			
	総数				地裁				簡裁							
	新受人員	既済人員	未済人員	既済率（%）	新受人員	既済人員	未済人員	既済率（%）	新受人員	既済人員	未済人員	既済率（%）	新受人員	既済人員	未済人員	既済率（%）
平成29年	12	16	1	94.1	12	16	1	94.1	－	－	－	－	39	37	3	92.5
30	7	1	7	12.5	7	1	7	12.5	－	－	－	－	3	6	－	100.0
令和元年	34	32	9	78.0	29	28	8	77.8	5	4	1	80.0	137	132	5	96.4
2	9	11	7	61.1	9	10	7	58.8	－	1	－	100.0	9	12	－	85.7
3	4	10	1	90.9	1	7	1	87.5	3	3	－	100.0	59	46	13	78.0

（注）１　延べ人員である。
　　２　この表は，「令和２年における刑事事件の概況」図表１１８に相当する。

第２表　第一審における選挙の種類別処理状況

（平成２９年～令和３年）－地裁・簡裁

区分 / 選挙の種類	年次	通常 総数 新受人員	通常 総数 既済人員	通常 総数 未済人員	通常 地裁 新受人員	通常 地裁 既済人員	通常 地裁 未済人員	通常 簡裁 新受人員	通常 簡裁 既済人員	通常 簡裁 未済人員	略式 新受人員	略式 既済人員	略式 未済人員
総数	平成29年	12	16	1	12	16	1	－	－	－	39	37	3
	30	7	1	7	7	1	7	－	－	－	3	6	－
	令和元年	34	32	9	29	28	8	5	4	1	137	132	5
	2	9	11	7	9	10	7	－	1	－	9	12	－
	3	4	10	1	1	7	1	3	3	－	59	46	13
衆議院議員選挙	平成29年	1	－	1	1	－	1	－	－	－	7	4	3
	30	－	1	－	－	1	－	－	－	－	1	4	－
	令和元年	2	2	－	2	2	－	－	－	－	2	1	1
	2	2	2	－	2	2	－	－	－	－	－	1	－
	3	1	1	－	－	－	－	1	1	－	19	16	3
参議院議員選挙	平成29年	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	令和元年	1	1	－	1	1	－	－	－	－	34	32	2
	2	5	1	4	5	1	4	－	－	－	2	4	－
	3	－	4	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－
その他	平成29年	11	15	－	11	15	－	－	－	－	32	33	－
	30	7	－	7	7	－	7	－	－	－	2	2	－
	令和元年	31	29	9	26	25	8	5	4	1	101	99	2
	2	2	8	3	2	7	3	－	1	－	7	7	－
	3	3	5	1	1	3	1	2	2	－	40	30	10

（注）延べ人員である。

〔参考グラフ〕　通常第一審における処理状況の推移

（平成２４年～令和３年）－地・簡裁総数

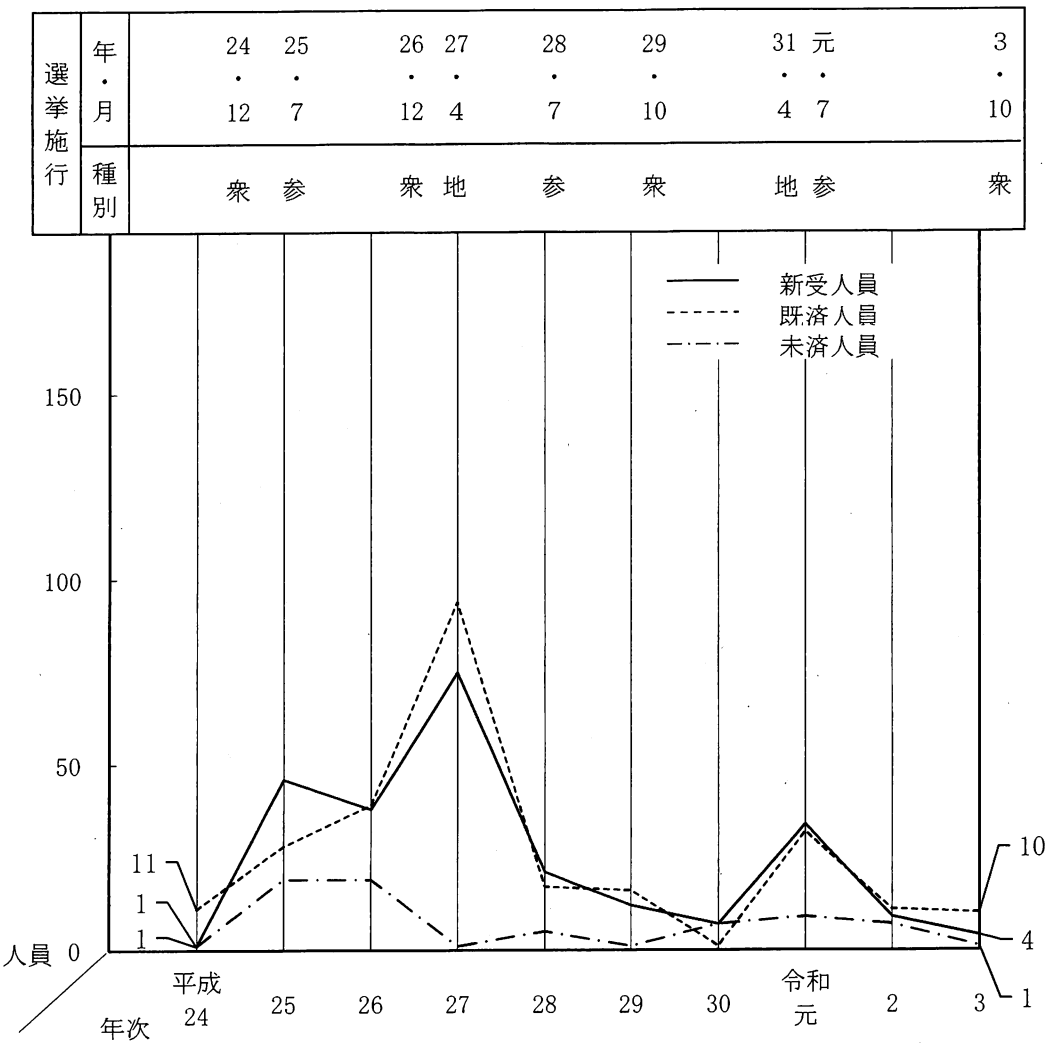

（注）１　延べ人員である。

２　「衆」とは衆議院議員総選挙を，「参」とは参議院議員通常選挙を，「地」とは統一地方選挙をいう。

３　この図は，「令和２年における刑事事件の概況」図表１２０に相当する。

第３表の１　通常第一審における地裁管内別処理状況

（令和３年）－地裁

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	うち有罪実人員	未済人員
総数	7	1	7	6	1
東京	3	－	3	3	－
横浜	－	－	－	－	－
さいたま	－	－	－	－	－
千葉	1	－	1	1	－
水戸	－	－	－	－	－
宇都宮	－	－	－	－	－
前橋	－	－	－	－	－
静岡	－	－	－	－	－
甲府	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－
新潟	－	－	－	－	－
大阪	1	1	1	－	1
京都	－	－	－	－	－
神戸	－	－	－	－	－
奈良	－	－	－	－	－
大津	1	－	1	1	－
和歌山	－	－	－	－	－
名古屋	－	－	－	－	－
津	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－
福井	－	－	－	－	－
金沢	－	－	－	－	－
富山	－	－	－	－	－
広島	1	－	1	1	－
山口	－	－	－	－	－
岡山	－	－	－	－	－
鳥取	－	－	－	－	－
松江	－	－	－	－	－
福岡	－	－	－	－	－
佐賀	－	－	－	－	－
長崎	－	－	－	－	－
大分	－	－	－	－	－
熊本	－	－	－	－	－
鹿児島	－	－	－	－	－
宮崎	－	－	－	－	－
那覇	－	－	－	－	－
仙台	－	－	－	－	－
福島	－	－	－	－	－
山形	－	－	－	－	－
盛岡	－	－	－	－	－
秋田	－	－	－	－	－
青森	－	－	－	－	－
札幌	－	－	－	－	－
函館	－	－	－	－	－
旭川	－	－	－	－	－
釧路	－	－	－	－	－
高松	－	－	－	－	－
徳島	－	－	－	－	－
高知	－	－	－	－	－
松山	－	－	－	－	－

（注）　延べ人員である。

第３表の２　通常第一審における地裁管内別処理状況

（令和３年）－簡裁

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	うち有罪実人員	未済人員
総数	－	3	3	2	－
東京	－	－	－	－	－
横浜	－	－	－	－	－
さいたま	－	－	－	－	－
千葉	－	1	1	－	－
水戸	－	－	－	－	－
宇都宮	－	2	2	2	－
前橋	－	－	－	－	－
静岡	－	－	－	－	－
甲府	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－
新潟	－	－	－	－	－
大阪	－	－	－	－	－
京都	－	－	－	－	－
神戸	－	－	－	－	－
奈良	－	－	－	－	－
大津	－	－	－	－	－
和歌山	－	－	－	－	－
名古屋	－	－	－	－	－
津	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－
福井	－	－	－	－	－
金沢	－	－	－	－	－
富山	－	－	－	－	－
広島	－	－	－	－	－
山口	－	－	－	－	－
岡山	－	－	－	－	－
鳥取	－	－	－	－	－
松江	－	－	－	－	－
福岡	－	－	－	－	－
佐賀	－	－	－	－	－
長崎	－	－	－	－	－
大分	－	－	－	－	－
熊本	－	－	－	－	－
鹿児島	－	－	－	－	－
宮崎	－	－	－	－	－
那覇	－	－	－	－	－
仙台	－	－	－	－	－
福島	－	－	－	－	－
山形	－	－	－	－	－
盛岡	－	－	－	－	－
秋田	－	－	－	－	－
青森	－	－	－	－	－
札幌	－	－	－	－	－
函館	－	－	－	－	－
旭川	－	－	－	－	－
釧路	－	－	－	－	－
高松	－	－	－	－	－
徳島	－	－	－	－	－
高知	－	－	－	－	－
松山	－	－	－	－	－

（注）　延べ人員である。

第３表の３　略式命令請求事件における地裁管内別処理状況

（令和３年）－簡裁

区分 管内	旧受人員	新受人員	既済人員	うち有罪実人員	未済人員
総数	－	59	46	46	13
東京	－	3	3	3	－
横浜	－	－	－	－	－
さいたま	－	－	－	－	－
千葉	－	3	3	3	－
水戸	－	－	－	－	－
宇都宮	－	3	3	3	－
前橋	－	－	－	－	－
静岡	－	1	1	1	－
甲府	－	－	－	－	－
長野	－	2	2	2	－
新潟	－	－	－	－	－
大阪	－	4	4	4	－
京都	－	4	2	2	2
神戸	－	1	1	1	－
奈良	－	1	1	1	－
大津	－	1	1	1	－
和歌山	－	1	－	－	1
名古屋	－	1	1	1	－
津	－	3	3	3	－
岐阜	－	1	1	1	－
福井	－	－	－	－	－
金沢	－	－	－	－	－
富山	－	1	1	1	－
広島	－	2	2	2	－
山口	－	4	2	2	2
岡山	－	3	3	3	－
鳥取	－	－	－	－	－
松江	－	4	2	2	2
福岡	－	2	2	2	－
佐賀	－	－	－	－	－
長崎	－	1	1	1	－
大分	－	2	2	2	－
熊本	－	－	－	－	－
鹿児島	－	－	－	－	－
宮崎	－	1	1	1	－
那覇	－	－	－	－	－
仙台	－	－	－	－	－
福島	－	－	－	－	－
山形	－	3	3	3	－
盛岡	－	－	－	－	－
秋田	－	7	1	1	6
青森	－	－	－	－	－
札幌	－	－	－	－	－
函館	－	－	－	－	－
旭川	－	－	－	－	－
釧路	－	－	－	－	－
高松	－	－	－	－	－
徳島	－	－	－	－	－
高知	－	－	－	－	－
松山	－	－	－	－	－

（注）　延べ人員である。

２　有罪人員の科刑区分別公民権停止期間

第４表の１　通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の公民権停止期間

（平成２９年～令和３年）－地裁

区分／年次	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 ５年超過	うち１０年	５年以下	うち全部執行猶予	４年以下	うち全部執行猶予	３年以下	うち全部執行猶予	２年以下	うち全部執行猶予	不停止
平成29年	9	(100.0) 9	(100.0) 9	(100.0) 9	－	－	－	－	(88.9) 8	(88.9) 8	－	－	－	－	(11.1) 1	(11.1) 1	－
30	1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	(100.0) 1	－	－	－
令和元年	21	(100.0) 21	(100.0) 21	(100.0) 21	－	－	－	－	(71.4) 15	(71.4) 15	(9.5) 2	(9.5) 2	(19.0) 4	(19.0) 4	－	－	－
2	8	(100.0) 8	(100.0) 8	(100.0) 8	－	－	－	－	(100.0) 8	(100.0) 8	－	－	－	－	－	－	－
3	4	(75.0) 3	(100.0) 4	(75.0) 3	－	－	－	－	(100.0) 4	(75.0) 3	－	－	－	－	－	－	－
５年間累計	43	(97.7) 42	(100.0) 43	(97.7) 42	－	－	－	－	(81.4) 35	(79.1) 34	(4.7) 2	(4.7) 2	(11.6) 5	(11.6) 5	(2.3) 1	(2.3) 1	－

（注）１　実人員である。

２（　）内は，有罪人員に対する％である。

３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第４表の２　通常第一審における有罪人員（罰金）の公民権停止期間

（平成２９年～令和３年）－地裁・簡裁

裁判所	区分 / 年次	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
地裁	平成29年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	令和元年	5	－	(100.0) 5	－	(40.0) 2	－	－	－	(60.0) 3	－	(20.0) 1	－	(20.0) 1	－	－	－	－
	2	2	－	(50.0) 1	－	(50.0) 1	－	－	－	－	－	(50.0) 1	－	－	－	－	－	(50.0) 1
	3	2	－	(100.0) 2	－	(50.0) 1	－	－	－	(50.0) 1	－	－	－	(50.0) 1	－	－	－	－
簡裁	平成29年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	令和元年	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－
	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	3	2	－	(100.0) 2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	(50.0) 1	－	(50.0) 1	－	－
5年間累計		12	－	(91.7) 11	－	(58.3) 7	－	－	－	(33.3) 4	－	(16.7) 2	－	(33.3) 4	－	(8.3) 1	－	(8.3) 1

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。

２（　）内は，有罪人員に対する％である。

３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第４表の３　略式命令請求事件における有罪人員の公民権停止期間

（平成２９年～令和３年）－簡裁

区分／年次	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
平成29年	37	－	(100.0) 37	－	(5.4) 2	－	－	－	(89.2) 33	－	(2.7) 1	－	(8.1) 3	－	－	－	－
30	6	－	(83.3) 5	－	(50.0) 3	－	－	－	(33.3) 2	－	(16.7) 1	－	(33.3) 2	－	－	－	(16.7) 1
令和元年	132	－	(90.9) 120	－	(7.6) 10	－	－	－	(82.6) 109	－	(1.5) 2	－	(6.1) 8	－	(0.8) 1	－	(9.1) 12
2	12	－	(100.0) 12	－	(8.3) 1	－	－	－	(91.7) 11	－	－	－	(8.3) 1	－	－	－	－
3	46	－	(97.8) 45	－	(15.2) 7	－	－	－	(82.6) 38	－	(2.2) 1	－	(10.9) 5	－	(2.2) 1	－	(2.2) 1
5年間累計	233	－	(94.0) 219	－	(9.9) 23	－	－	－	(82.8) 193	－	(2.1) 5	－	(8.2) 19	－	(0.9) 2	－	(6.0) 14

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
２（　）内は，有罪人員に対する％である。
３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第５表の１　通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

（令和３年）－地裁

区分 / 違反態様	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
総数	4	(75.0) 3	(100.0) 4	(75.0) 3	－	－	－	－	(100.0) 4	(75.0) 3	－	－	－	－	－	－	－
買収及び利害誘導罪(221条)	3	(66.7) 2	(100.0) 3	(66.7) 2	－	－	－	－	(100.0) 3	(66.7) 2	－	－	－	－	－	－	－
選挙の自由妨害罪(225条)	1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	－	－	－	－	(100.0) 1	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
２　（　）内は，各有罪人員に対する％である。
３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第５表の２　通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

（令和３年）－地裁・簡裁

裁判所	区分 / 違反態様	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
地・簡裁総数		4	－	(100.0) 4	－	(75.0) 3	－	－	－	(25.0) 1	－	－	－	(50.0) 2	－	(25.0) 1	－	－
地裁	地裁総数	2	－	(100.0) 2	－	(50.0) 1	－	－	－	(50.0) 1	－	－	－	(50.0) 1	－	－	－	－
地裁	選挙の自由妨害罪(225条)	1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	－
地裁	選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－
簡裁	簡裁総数	2	－	(100.0) 2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	(50.0) 1	－	(50.0) 1	－	－
簡裁	選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	2	－	(100.0) 2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	(50.0) 1	－	(50.0) 1	－	－

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
２　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。
３　（　）内は，各有罪人員に対する％である。

第５表の３　略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

（令和３年）－簡裁

区分 / 違反態様	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
総数	46	－	(97.8) 45	－	(15.2) 7	－	－	－	(82.6) 38	－	(2.2) 1	－	(10.9) 5	－	(2.2) 1	－	(2.2) 1
買収及び利害誘導罪(221条)	8	－	(87.5) 7	－	－	－	－	－	(87.5) 7	－	－	－	－	－	－	－	(12.5) 1
選挙の自由妨害罪(225条)	14	－	(100.0) 14	－	(14.3) 2	－	－	－	(85.7) 12	－	－	－	(7.1) 1	－	(7.1) 1	－	－
投票干渉罪(228条)	3	－	(100.0) 3	－	(33.3) 1	－	－	－	(66.7) 2	－	－	－	(33.3) 1	－	－	－	－
詐偽投票及び投票偽造，増減罪(237条)	9	－	(100.0) 9	－	－	－	－	－	(100.0) 9	－	－	－	－	－	－	－	－
代理投票における記載義務違反(237条の2)	1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	－
事前運動禁止違反(239条1項1号1段)	3	－	(100.0) 3	－	－	－	－	－	(100.0) 3	－	－	－	－	－	－	－	－
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反(239条の2第2項)	2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	－
特定公務員等の選挙運動の禁止違反(241条2号)	2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	－
選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	3	－	(100.0) 3	－	(100.0) 3	－	－	－	－	－	(33.3) 1	－	(66.7) 2	－	－	－	－
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2～249条の4)	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
２　（　）内は，各有罪人員に対する％である。
３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第６表の１　通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の違反態様別公民権停止期間

（平成２９年～令和３年累計）－地裁

区分 / 違反態様	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
総数	43	(97.7) 42	(100.0) 43	(97.7) 42	－	－	－	－	(81.4) 35	(79.1) 34	(4.7) 2	(4.7) 2	(11.6) 5	(11.6) 5	(2.3) 1	(2.3) 1	－
買収及び利害誘導罪(221条)	31	(96.8) 30	(100.0) 31	(96.8) 30	－	－	－	－	(96.8) 30	(93.5) 29	－	－	(3.2) 1	(3.2) 1	－	－	－
選挙の自由妨害罪(225条)	3	(100.0) 3	(100.0) 3	(100.0) 3	－	－	－	－	(66.7) 2	(66.7) 2	－	－	－	－	(33.3) 1	(33.3) 1	－
詐偽投票及び投票偽造，増減罪(237条)	3	(100.0) 3	(100.0) 3	(100.0) 3	－	－	－	－	(100.0) 3	(100.0) 3	－	－	－	－	－	－	－
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)	1	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	(100.0) 1	－	－	－	－	－
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2～249条の4)	5	(100.0) 5	(100.0) 5	(100.0) 5	－	－	－	－	－	－	(20.0) 1	(20.0) 1	(80.0) 4	(80.0) 4	－	－	－

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
２　（　）内は，各有罪人員に対する％である。
３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第６表の２　通常第一審における有罪人員（罰金）の違反態様別公民権停止期間

（平成２９年～令和３年累計）－地裁・簡裁

裁判所	区分 / 違反態様	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
地・簡裁総数		12	－	(91.7) 11	－	(58.3) 7	－	－	－	(33.3) 4	－	(16.7) 2	－	(33.3) 4	－	(8.3) 1	－	(8.3) 1
地裁	地裁総数	9	－	(88.9) 8	－	(44.4) 4	－	－	－	(44.4) 4	－	(22.2) 2	－	(22.2) 2	－	－	－	(11.1) 1
地裁	買収及び利害誘導罪(221条)	3	－	(100.0) 3	－	(33.3) 1	－	－	－	(66.7) 2	－	－	－	(33.3) 1	－	－	－	－
地裁	選挙の自由妨害罪(225条)	3	－	(66.7) 2	－	－	－	－	－	(66.7) 2	－	－	－	－	－	－	－	(33.3) 1
地裁	虚偽事項の公表罪(235条)	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－
地裁	詐偽投票及び投票偽造，増減罪(237条)	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－
地裁	選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－
簡裁	簡裁総数	3	－	(100.0) 3	－	(100.0) 3	－	－	－	－	－	－	－	(66.7) 2	－	(33.3) 1	－	－
簡裁	選挙の自由妨害罪(225条)	1	－	(100.0) 1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－
簡裁	選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	2	－	(100.0) 2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	(50.0) 1	－	(50.0) 1	－	－

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
２　（　）内は，各有罪人員に対する％である。
３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。

第６表の３　略式命令請求事件における有罪人員の違反態様別公民権停止期間

（平成２９年～令和３年累計）－簡裁

区分 / 違反態様	有罪人員	うち全部執行猶予	公民権停止人員	うち全部執行猶予	うち252条4項による短縮人員	うち252条3項適用人員	公民権停止期間 5年超過	うち10年	5年以下	うち全部執行猶予	4年以下	うち全部執行猶予	3年以下	うち全部執行猶予	2年以下	うち全部執行猶予	不停止
総数	233	－	(94.0) 219	－	(9.9) 23	－	－	－	(82.8) 193	－	(2.1) 5	－	(8.2) 19	－	(0.9) 2	－	(6.0) 14
買収及び利害誘導罪(221条)	79	－	(94.9) 75	－	(1.3) 1	－	－	－	(93.7) 74	－	(1.3) 1	－	－	－	－	－	(5.1) 4
選挙の自由妨害罪(225条)	50	－	(86.0) 43	－	(14.0) 7	－	－	－	(66.0) 33	－	(2.0) 1	－	(16.0) 8	－	(2.0) 1	－	(14.0) 7
投票干渉罪(228条)	6	－	(100.0) 6	－	(16.7) 1	－	－	－	(83.3) 5	－	－	－	(16.7) 1	－	－	－	－
詐偽投票及び投票偽造，増減罪(237条)	41	－	(97.6) 40	－	(17.1) 7	－	－	－	(80.5) 33	－	(4.9) 2	－	(9.8) 4	－	(2.4) 1	－	(2.4) 1
代理投票における記載義務違反(237条の2)	1	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	(100.0) 1	－	－	－	－	－	－	－	－
事前運動禁止違反(239条1項1号1段)	6	－	(83.3) 5	－	－	－	－	－	(83.3) 5	－	－	－	－	－	－	－	(16.7) 1
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動禁止違反(239条1項1号4段)	2	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	(100.0) 2	－	－	－	－	－	－	－	－
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反(239条の2第2項)	3	－	(100.0) 3	－	－	－	－	－	(100.0) 3	－	－	－	－	－	－	－	－
特定公務員等の選挙運動の禁止違反(241条2号)	6	－	(100.0) 6	－	－	－	－	－	(100.0) 6	－	－	－	－	－	－	－	－
選挙運動に関する各種制限違反その1(243条)	34	－	(97.1) 33	－	(14.7) 5	－	－	－	(82.4) 28	－	(2.9) 1	－	(11.8) 4	－	－	－	(2.9) 1
寄附の制限違反(248条,249条,249条の2～249条の4)	5	－	(100.0) 5	－	(40.0) 2	－	－	－	(60.0) 3	－	－	－	(40.0) 2	－	－	－	－

（注）１　当刑事局への個別報告による実人員である。
　　２　（　）内は，各有罪人員に対する％である。
　　３　一部執行猶予の言渡しを受けた人員はなかった。